資料２

各部会担当委員及び審議事項（案）

（委員名は五十音順）

部会名	委 員 名	審 議 事 項
第一部会	島田委員 西上委員 丸山委員 山本委員	○　審査請求事案 ・　副首都推進局 ・　政策企画部 ・　総務部 ・　財務部 ・　スマートシティ戦略部 ・　府民文化部 ・　ＩＲ推進局 ・　教育庁 ・　独立行政法人 ○　条例の運用に関する事項
第二部会	片桐委員 榊原委員 髙野委員 竹村委員	○　審査請求事案 ・　福祉部 ・　健康医療部 ・　商工労働部 ・　環境農林水産部 ・　都市整備部 ・　大阪都市計画局 ・　大阪港湾局 ・　会計局 ・　教育庁 ・　行政委員会（教育委員会を除く。） ・　公安委員会 ・　警察本部 ・　公社 ・　議会事務局

ただし、審査請求事案について、上記担当部局にかかわらず、一方の部会に審議案件が集中している場合や複数部局に亘る審査請求事案により集合審議が必要な場合などにおいては、第一部会及び第二部会の両部会長が協議の上、担当する部会を変更する（教育庁については審査請求事案が多いため、第一部会だけでなく第二部会でも審議することとする）。

また、条例の運用に関する事項について、会長が必要と認める場合は、全体会議又は各部会において審議を行う。